

～適切な管理と利活用で安心安全～ 地域の未来を守る**空き家対策**

近年、全国的に増え続ける空き家。空き家が放置されると、空き家の倒壊や崩壊、ゴミの不法投棄、放火などによる火災発生など様々な問題が生じます。神崎町でも空き家対策を進めており、令和6年度に空き家実態調査の実施、令和7年11月には神崎町空き家対策計画を策定しました。

これを機に皆さんも空き家について考えてみませんか。

空き家を放置したままにすると？

- ①建物の老朽化
- ②火災の危険性
- ③不審者や犯罪者の危険性
- ④害虫・害獣の発生
- ⑤ごみの不法投棄の発生



空き家問題を未然に防ぐには？

- 相続が発生したら・・・
→相続登記を行い、所有者を明確にしましょう
- 家を離れる予定がある場合
→近隣に連絡先を伝えたり、定期的な巡回を依頼したりしましょう
- すでに空き家の場合・・・
→売買・賃貸・寄付などの活用をお勧めします



神崎町の空き家の現状と対策

令和6年度に実施した空き家実態調査では、町内の空き家は71件、空き家と思われる建物は53件確認され、合計124件となりました。このうち、軽微な修繕が必要なものや、中程度の危険性が見込まれるものは29件でした。調査結果からも、適切な管理や利活用を進めることが重要となっています。

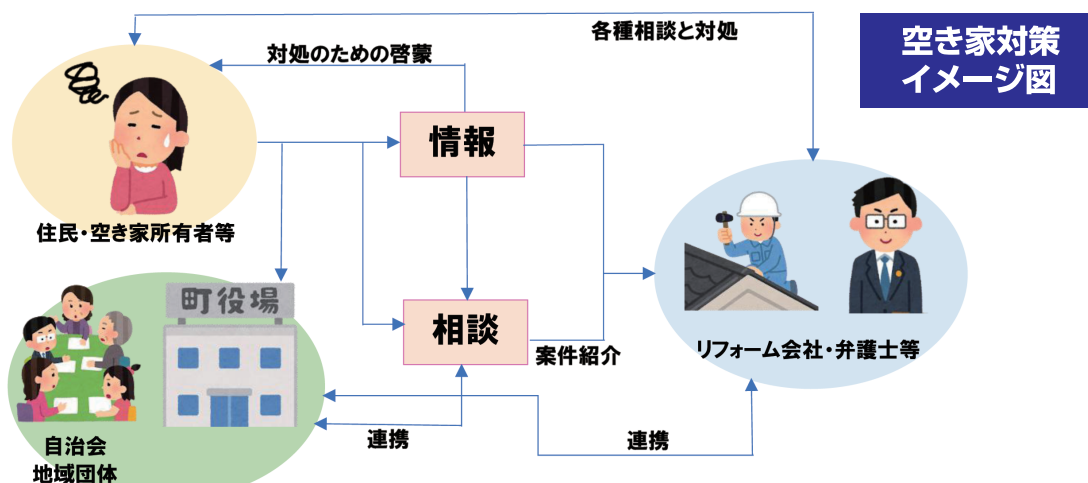
神崎町では、「神崎町空き家対策計画」に基づき、空き家バンクやリフォーム補助金制度などを通じて、空き家の利活用や住宅の適切な維持・管理を支援しています。

リフォーム補助金は
こちらから！



空き家計画における今後の施策の展開

空き家所有者の方からの相談体制の構築と空き家になる前から備えていただくための意識啓発を進めます。空き家に関する総合相談窓口（仮）の設置を進め、空き家の予防・管理意識の啓発、空き家利活用の情報発信を強化していきます。



▶問合せ まちづくり課地域振興・建設係 ☎ 2114